株式会社住宅あんしん保証　評価業務規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社住宅あんしん保証（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第７条第１項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第６条の２第３項又は第４項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第 16 条第１項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第２条　評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（評価等の業務を行う時間及び休日）

第３条　評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前９時から午後５時３０分までとする。

２　評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日

(3) １２月２９日から翌年の１月３日までの日

３　評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前２項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第４条　当機関の事務所の所在地は、東京都中央区京橋一丁目６番１号とする。

（評価等の業務を行う区域）

第５条　業務区域は、日本国内の全域とする。

（評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲）

第６条　当機関は、法第７条第２項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号。以下「施行規則」という。）第９条第１号から第３号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

２　当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第２章　設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第７条　施行規則第３条第１項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第３条第１項に規定する設計住宅性能評価申請書

(2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第１から第３までに定める図書（施行規則第３条第３項から第６項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第３条第１項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを２部提出しなければならないものとする（ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。

３　前２項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前２項の規定にかかわらず図書の提出は１部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第８条　長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第７条の２第１項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和３年国土交通省告示第 1366 号第１から第３までに定める図書

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを２部提出しなければならないものとする。ただし、法第６条の２第４項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（ただし、当機関において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第６条の２第４項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除

く。)。

3　前条第３項の規定は、前２項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第９条　施行規則第７条の３に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第 10 条　当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が、第６条第１項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。

(3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2　当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4　当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5　前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 設計住宅性能評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評

価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が､設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6　前５項の規定（前項(1)を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第６条第１項」とあるのは「第６条第２項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第 11 条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに設計住宅性能評価マニュアル等（技術解説書を含む）及び長期使用構造等確認マニュアル等に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2　評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。

3　評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4　評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設

計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。

5　前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第 12 条　申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

2　前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

3　前２項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更）

第 13 条　申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

2　前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

3　前２項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第 14 条　当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

(1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。

(4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。

(5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2　設計住宅性能評価書の交付番号は、別表１に定める方法に従う。

3　当機関は、第１項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第４条第２項及び第３項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通

知する。

4　設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

5　前４項（第１項(3)を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第４条第２項及び第３項の規定」とあるのは「施行規則第７条の４第１項第２号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第 15 条　第８条第２項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第３号）第７条第４号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第６条の２第３項による確認書又は第４項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第３章　建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

第 16 条　施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）

(2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し

(3) 施工状況報告書の様式

(4) 建築基準法第６条第１項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法 18 条第３項又は第４項）の確認済証の写し

2　前項の規定にかかわらず、施行規則第５条第１項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写し

を２部提出しなければならないものとする（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）。

３　建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第５条第１項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）

(2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図

(3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書

(4) 評価方法基準第４の３(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類

(5) 評価方法基準第４の３(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第 15 条第１項第１号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類

４　申請者は、第１項から第３項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

５　第１項から第３項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第１項から第３項までの規定にかかわらず図書の提出は１部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第 17 条　長期使用構造等確認（既存住宅に係るものに限る。第 18 条を除き、以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を２部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第７条の２第１項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和３年国土交通省告示第 1366 号第１から第３までに定める図書

２　前項の規定にかかわらず、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを２部提出しなければならないものとする。ただし、法第６条の２第４項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。

３　前条第５項の規定は、前２項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第18条　施行規則第７条の３に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。）の申請については、施行規則第７条の２第１項

に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

第 19 条　当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が、第 6 条第 1 項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

(2) 形式上の不備がないこと。

(3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2　当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3　申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4　当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。

5　前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 建設住宅性能評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(c) 申請に係る住宅が、建築基準法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅、同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第 7 条第 5 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 22 項又は第 18 条第 26 項）に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、当機関が行うべき建設住宅性能評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6　前５項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第６条第１項」とあるのは「第６条第２項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第 20 条　当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに建設住宅性能評価マニュアル（技術解説書を含む）及び長期使用構造等確認マニュアル等に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

2　評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3　評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4　評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5　評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。

6　第４項又は第５項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第 21 条　申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を書面により通知しなければならないものとする。

2　当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

3　申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。

4　申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

5　当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第 22 条　申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。

2　前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

3　前２項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（建設工事の変更）

第 23 条　申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。

2　前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなけれ

ばならない。

（建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第 24 条　当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

(1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。

(3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。

(4) 申請に係る住宅について建築基準法第７条第５項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 22 項又は第 18 条第 26 項）の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第７条第１項の規定による検査を要しない住宅又は同法第７条の６第１項第１号若しくは第２号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。

(5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

(6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

２　第 14 条第２項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

３　当機関は、第１項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第７条第２項及び第３項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

４　建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

５　前４項（ただし、第１項（3）及び（4）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第７条第２項及び第３項の規定」とあるのは「施行規則第７条の４第１項第２号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第 25 条　第 17 条第２項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第３号）第７条第５号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更に該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更に該当しない場合は軽微な変更に該当しない旨の通

知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第６条の２第３項による確認書又は第４項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第４章　評価員等

（評価員の選任）

第 26 条　当機関の長は、評価等の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

２　評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

３　既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。

４　評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

（評価員の解任）

第 27 条　当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

(1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(3) 当機関の長が、解任の必要があるとして認めるとき。

（評価員の配置）

第 28 条　評価等の業務を実施するため、評価員を当機関性能評価課に２人以上配置する。

２　前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。

３　当機関は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

（評価員の教育）

第 29 条　評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年１回、当機関の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

２　法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価等の業務の実施及び管理の体制）

第 30 条　評価等の業務に従事する職員を、第 28 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、当機関性能評価課に 2 人以上配置する。

2　当機関は、性能評価課の長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。

3　専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

（評価員等の身分証の携帯）

第 31 条　評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2　前項の身分証の様式は、別記第一号様式による。

（秘密保持義務）

第 32 条　当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章　評価料金等

（評価料金等の収納）

第 33 条　申請者は、別表 2 から別表 5 に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、当機関の定める方法により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2　前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価料金等を減額するための要件）

第 34 条　評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。なお、減額する割合については別表 5 のとおりとする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る評価等の業務の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る評価等の業務の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。

(3) 過去 3 年以内の申請実績（評価等の業務及び長期優良住宅技術的審査の申請の総数）又は今

後 2 年以内の申請見込において相当の継続的取引量（年間一戸建ての住宅 20 棟または共同住宅等 2 棟程度）が見込めるときで、評価等の業務を効率的に実施できると当機関が判断したとき。

(4) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合や一戸建ての住宅で共通仕様書等に基づいている場合等、評価等の業務を効率的に実施できると当機関が判断したとき。

(5) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に評価等の業務の申請を行ったとき。

(6) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。

(7) あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

(8) 当機関が引受ける住宅瑕疵担保責任保険契約の申込みと同時に住宅性能評価の申請を行うとき。

（評価料金等の返還）

第 35 条　収納した評価料金等は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

（負担金の納付）

第 36 条　当機関は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章　雑則

（登録の区分等の掲示等）

第 37 条　当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（https://www.j-anshin.co.jp/）において公表するものとする。

（評価業務規程等の公開）

第 38 条　当機関は、本規程を評価等の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表等の備付け）

第 39 条　当機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第 40 条　利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

ただし、(2)の請求をする場合は、謄本1部につき 1,100 円（消費税込）、抄本 1 部につき 1,100 円（消費税込）を、財務諸表等の複写の請求をする場合は、1 枚につき 110 円（消費税込）を支払わなければならないものとする。

(1) 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求

(2) 財務諸表等の謄本又は抄本の請求

（帳簿及び書類の保存）

第 41 条　帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第 19 条第 1 項の帳簿　評価の業務の全部を廃止するまで

(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。）　5 年間

(3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書その他建設住宅性能評価に要した書類並びに施行規則第 6 条第 5 項に規定される検査報告書の写し　20 年間

(4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類　5 年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 42 条　前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2　前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 43 条　当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価等の業務に関する公正の確保）

第 44 条　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 設計に関する業務

(2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
(3) 建設工事に関する業務
(4) 工事監理に関する業務

3　当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

(1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
(2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1),(2),(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4　評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、住宅性能評価の業務に従事してはならない。

5　前４項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（損害賠償保険への加入）

第 45 条　当機関は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 3,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第 46 条　申請者は、評価等の業務の申請に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附　則

第 1 条　この規程は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。
第 2 条　この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
第 3 条　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
第 4 条　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
第 5 条　この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
第 6 条　この規程は、令和元年 12 月 10 日から施行する。
第 7 条　この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。
第 8 条　この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
第 9 条　この規程は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。
第 10 条　この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
第 11 条　この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
第 12 条　この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

第一号様式 【評価員身分証明書】（第 31 条関係）

【評価員身分証明書】

写　真	氏　　名
	登録番号
	交　　付

上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 13 条に基づき株式会社住宅あんしん保証が選任した評価員であることを証明する。

株式会社住宅あんしん保証

別表１　評価書等交付番号（第 14 条及び第 24 条関係）

（住宅性能評価書）

交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

１～３桁目	１５４：当機関の番号
４～５桁目	０１：本社
６～９桁目	評価書交付日の西暦
10 桁目	１：設計住宅性能評価 ２：建設住宅性能評価（新築住宅） ３：建設住宅性能評価（既存住宅） ４：設計住宅性能評価とあわせて長期確認 ５：建設（既存）と長期確認
11 桁目	１：一戸建ての住宅　　2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

（長期使用構造等確認書）

交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

１～３桁目	１５４：当機関の番号
４～５桁目	０１：本社
６～９桁目	確認書交付日の西暦
10 桁目	１：新築 ２：増築・改築 ３：建築行為無
11 桁目	１：一戸建ての住宅　　2：共同住宅等
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表２　評価料金等【新築住宅】（第 33 条関係）

１　一戸建て住宅

（１）　一戸建て住宅の設計住宅性能評価料金（新築住宅）

単位：円（税込）

構造	設計住宅性能評価	設計住宅性能評価 （一体申請）	変更設計住宅性能評価 （右記以外）	変更設計住宅性能評価 （審査を伴わない表記事項のみの変更）
木造	52,800	52,800	26,400	5,500
S 造、RC 造、混構造	63,800	63,800	31,900	5,500

※上記は、【必須項目】の料金とする。【選択項目】については、（５）の料金を加算する。
※一体申請とは、「設計住宅性能評価」と「長期使用構造等確認」の申請を併せて行うこととする。
※併用住宅は一戸建て住宅の料金とする。長屋は共同住宅等の料金とする。
※変更設計住宅性能評価で直前の設計評価を当機関以外の機関で行なっている場合は、設計住宅性能評価の金額とする。
※「審査を伴わない表記事項のみの変更」とは、所在地の変更、申請者氏名の変更等とする。

（２）　一戸建て住宅の長期使用構造等確認（確認申請）料金（新築住宅）

単位：円（税込）

構造	長期使用構造等確認 （確認申請）	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） （右記以外）	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） （審査を伴わない表記事項のみの変更）	当機関が審査した評価書等により基準適合が確認できる場合 （確認申請）
木造	瑕疵保険申込無の場合 63,800 瑕疵保険申込有の場合 52,800	31,900	5,500	11,000
S 造、RC 造、混構造	瑕疵保険申込無の場合 74,800 瑕疵保険申込有の場合 63,800	37,400	5,500	11,000

※併用住宅は一戸建て住宅の料金とする。長屋は共同住宅等の料金とする。
※変更確認申請で直前の確認申請を当機関以外の機関で行なっている場合は、確認申請の金額とする。
※「審査を伴わない表記事項のみの変更」とは、所在地の変更、申請者氏名の変更等とする。

（３）　一戸建て住宅の建設住宅性能評価料金（新築住宅）

単位：円（税込）

構造	建設住宅性能評価 （当機関が設計住宅性能評価を行なっている場合）
木造	110,000
S 造、RC 造、混構造	118,800

※上記は、【必須項目】の料金とする。【選択項目】については、（５）の料金を加算する。
※出張費は、別表 4 とする。
※建設住宅性能評価で当機関以外の機関が設計住宅性能評価を行なっている場合は、別途見積りとする。
※変更建設住宅性能評価の金額は、当機関が建設住宅性能評価を行なっている場合は、変更設計住宅性能評価と同額とする。

（４）　一戸建て住宅の再検査料金（1 回当たり）

単位：円（税込）

構造	再検査（検査１回当たり）
木造	26,400
S 造、RC 造、混構造	28,600

※出張費は、別表 4 とする。

（５）　一戸建て住宅の選択項目に係る加算料金

ア　設計住宅性能評価加算額　　単位：円（税込）

2　火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1,100
	2-4 脱出対策（火災時）	
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	
6　空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	1,100
	6-2 換気対策	
7　光･視環境に関すること	7-1 単純開口率	1,100
	7-2 方位別開口比	
8　音環境に関すること	8-4 透過損失等級（外壁開口部）	2,200
9　高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1,100
10　防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	1,100

※構造の安定に関すること（1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）、1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）、1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））についての加算は無しとする。

イ　建設住宅性能評価加算額　　単位：円（税込）

2　火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1,100
	2-4 脱出対策（火災時）	
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	
6　空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	1,100
	6-2 換気対策	
7　光･視環境に関すること	7-1 単純開口率	1,100
	7-2 方位別開口比	
8　音環境に関すること	8-4 透過損失等級（外壁開口部）	2,200
9　高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1,100
10　防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	1,100

※6-3～5 は、別表 4 参照

※構造の安定に関すること（1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）、1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）、1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））についての加算は無しとする。

2　共同住宅等

（1）　共同住宅等の設計住宅性能評価料金（新築住宅）　　単位：円（税込）

延べ床面積	設計住宅性能評価	設計住宅性能評価（一体申請）	変更設計住宅性能評価（右記以外）	変更設計住宅性能評価（審査を伴わない表記事項のみの変更）
200㎡未満	82,500+9,900×M	82,500+9,900×M	39,600+9,900×M	5,500×M
200㎡以上500㎡未満	121,000+9,900×M	121,000+9,900×M	48,400+9,900×M	5,500×M
500㎡以上1,000㎡未満	165,000+9,900×M	165,000+9,900×M	66,000+9,900×M	5,500×M
1,000㎡以上1,500㎡未満	231,000+9,900×M	231,000+9,900×M	92,400+9,900×M	5,500×M
1,500㎡以上2,000㎡未満	297,000+9,900×M	297,000+9,900×M	118,800+9,900×M	5,500×M
2,000㎡以上3,000㎡未満	550,000+9,900×M	550,000+9,900×M	220,000+9,900×M	5,500×M
3,000㎡以上5,000㎡未満	715,000+9,900×M	715,000+9,900×M	286,000+9,900×M	5,500×M
5,000㎡以上7,500㎡未満	990,000+9,900×M	990,000+9,900×M	396,000+9,900×M	5,500×M
7,500㎡以上10,000㎡未満	1,210,000+9,900×M	1,210,000+9,900×M	484,000+9,900×M	5,500×M
10,000㎡以上15,000㎡未満	1,760,000+9,900×M	1,760,000+9,900×M	704,000+9,900×M	5,500×M
15,000㎡以上20,000㎡未満	2,090,000+9,900×M	2,090,000+9,900×M	836,000+9,900×M	5,500×M

※Mは評価対象住戸数とする。
※延べ床面積20,000㎡以上については、別途見積りとする。
※上記は、【必須項目】の料金とする。【選択項目】については、（6）の料金を加算する。
※一体申請とは、「設計住宅性能評価」と「長期使用構造等確認」の申請を併せて行うこととする。
※変更設計住宅性能評価で直前の設計評価を当機関以外の機関で行なっている場合は、設計住宅性能評価の金額とする。
※「審査を伴わない表記事項のみの変更」とは、所在地の変更、申請者氏名の変更等とする。

（2）　共同住宅等の長期使用構造等確認（確認申請）料金（新築住宅）

単位：円（税込）

延べ床面積	長期使用構造等確認（確認申請）	変更長期使用構造等確認（変更確認申請）（右記以外）	変更長期使用構造等確認（変更確認申請）（審査を伴わない表記事項のみの変更）
200㎡未満	82,500+9,900×M	39,600+9,900×M	5,500×M
200㎡以上500㎡未満	121,000+9,900×M	48,400+9,900×M	5,500×M
500㎡以上1,000㎡未満	165,000+9,900×M	66,000+9,900×M	5,500×M
1,000㎡以上1,500㎡未満	231,000+9,900×M	92,400+9,900×M	5,500×M
1,500㎡以上2,000㎡未満	297,000+9,900×M	118,800+9,900×M	5,500×M
2,000㎡以上3,000㎡未満	550,000+9,900×M	220,000+9,900×M	5,500×M
3,000㎡以上5,000㎡未満	715,000+9,900×M	286,000+9,900×M	5,500×M
5,000㎡以上7,500㎡未満	990,000+9,900×M	396,000+9,900×M	5,500×M
7,500㎡以上10,000㎡未満	1,210,000+9,900×M	484,000+9,900×M	5,500×M
10,000㎡以上15,000㎡未満	1,760,000+9,900×M	704,000+9,900×M	5,500×M
15,000㎡以上20,000㎡未満	2,090,000+9,900×M	836,000+9,900×M	5,500×M

※Mは評価対象住戸数とする。
※延べ床面積20,000㎡以上については、別途見積りとする。
※変更確認申請で直前の確認申請を当機関以外の機関で行なっている場合は、確認申請の金額とする。
※「審査を伴わない表記事項のみの変更」とは、所在地の変更、申請者氏名の変更等とする。

（３）共同住宅等の建設住宅性能評価料金（新築住宅）　　単位：円（税込）

延べ床面積	建設住宅性能評価 （当機関が設計住宅性能評価を行なっている場合）
200 ㎡未満	154,000+15,400×M
200 ㎡以上 500 ㎡未満	176,000+15,400×M
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	330,000+15,400×M
1,000 ㎡以上 1,500 ㎡未満	440,000+15,400×M
1,500 ㎡以上 2,000 ㎡未満	550,000+15,400×M
2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	660,000+15,400×M
3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	814,000+15,400×M
5,000 ㎡以上 7,500 ㎡未満	1,320,000+15,400×M
7,500 ㎡以上 10,000 ㎡未満	1,650,000+15,400×M
10,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満	1,980,000+15,400×M
15,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	2,310,000+15,400×M

※上記は、【必須項目】の料金とする。【選択項目】については、（６）の料金を加算する。
※出張費は、別表 4 とする。
※Mは評価対象住戸数とする。
※延べ床面積 20,000 ㎡以上については、別途見積りとする。
※建設住宅性能評価で当機関以外の機関が設計住宅性能評価を行なっている場合は、別途見積りとする。
※変更建設住宅性能評価の金額は当機関が建設住宅性能評価を行なっている場合は、変更設計住宅性能評価と同額とする。
※変更建設住宅性能評価で直前の建設住宅性能評価を当機関以外の機関で行なっている場合は、建設住宅性能評価の金額とする。

（４）階層数による建設住宅性能評価の割増

階層（地階を含む）	割増率（%）
1～3	0
4～9	10
10～16	20
17～23	25
24～30	30
31～	40

（５）　共同住宅等の再検査料金（1 回当たり）　　単位：円（税込）

延べ床面積	住棟・共用部	住戸
200 ㎡未満	30,800	6,600×M
200 ㎡以上 500 ㎡未満	35,200	6,600×M
500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	66,000	6,600×M
1,000 ㎡以上 1,500 ㎡未満	88,000	6,600×M
1,500 ㎡以上 2,000 ㎡未満	110,000	6,600×M
2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	132,000	6,600×M
3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	162,800	6,600×M
5,000 ㎡以上 7,500 ㎡未満	264,000	6,600×M
7,500 ㎡以上 10,000 ㎡未満	330,000	6,600×M
10,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満	396,000	6,600×M
15,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	462,000	6,600×M

※Mは評価対象住戸数とする。
※延べ床面積 20,000 ㎡以上については、別途見積りとする。
※出張費は、別表 4 とする。

（6）　選択項目に係る加算料金（共同住宅等）

ア　設計住宅性能評価加算額　　単位：円（税込）

2　火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1,100×M
	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	
	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	
	2-4 脱出対策（火災時）	
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	
	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	
4　維持管理･更新への配慮に関すること	4-4 更新対策（住戸専用部）	1,100×M
6　空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	1,100×M
	6-2 換気対策	
7　光･視環境に関すること	7-1 単純開口率	1,100×M
	7-2 方位別開口比	
8　音環境に関すること	8-1 重量床衝撃音対策	2,200×M
	8-2 軽量床衝撃音対策	2,200×M
	8-3 透過損失等級(界壁)	1,100×M
	8-4 透過損失等級（外壁開口部）	1,100×M
9　高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1,100×M
10　防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	1,100×M

※構造の安定に関すること（1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）、1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）、1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））についての加算は無しとする。

イ　建設住宅性能評価加算額　　単位：円（税込）

2　火災時の安全に関すること	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	1,100×M
	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	
	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	
	2-4 脱出対策（火災時）	
	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部)）	
	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分(開口部以外)）	
	2-7 耐火等級（界壁及び界床）	
4　維持管理･更新への配慮に関すること	4-4 更新対策（住戸専用部）	1,100×M
6　空気環境に関すること	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	1,100×M
	6-2 換気対策	
7　光･視環境に関すること	7-1 単純開口率	1,100×M
	7-2 方位別開口比	
8　音環境に関すること	8-1 重量床衝撃音対策	2,200×M
	8-2 軽量床衝撃音対策	2,200×M
	8-3 透過損失等級(界壁)	1,100×M
	8-4 透過損失等級（外壁開口部）	1,100×M
9　高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	1,100×M
10　防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	1,100×M

※Mは評価対象住戸数とする。

※6-3～5 は、別表 4 参照

※構造の安定に関すること（1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）、1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）、1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止））についての加算は無しとする。

別表３　評価料金等【既存住宅】（第 33 条関係）

１　一戸建て住宅

（１）　一戸建て住宅の長期使用構造等確認（確認申請）料金（既存住宅）

ア　長期使用構造等確認　　単位：円（税込）

構造	長期使用構造等確認 （確認申請）	長期使用構造等確認 （確認申請） 耐震性に係るリフォーム・増改築の計画が無く、評価書等があり耐震性の審査が省略できる場合
木造	83,600	61,600
S 造、RC 造、混構造	94,600	72,600

※併用住宅は一戸建て住宅の料金とする。長屋は共同住宅等の料金とする。

イ　変更長期使用構造等確認　　単位：円（税込）

構造	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） 耐震性審査あり	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） 耐震性審査なし	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） （審査を伴わない表記事項のみの変更）
木造	41,800	30,800	5,500
S 造、RC 造、混構造	47,300	36,300	5,500

※変更確認申請で直前の確認申請を当機関以外の機関で行なっている場合は、確認申請の金額とする。
※「審査を伴わない表記事項のみの変更」とは、所在地の変更、申請者氏名の変更等とする。

（２）　一戸建て住宅の建設住宅性能評価料金（既存住宅）

ア　現況検査、特定現況検査、再検査　　単位：円（税込）

延べ床面積	現況検査	特定現況検査	再検査（1 回当たり）
200 ㎡未満	99,000	49,500	33,000
200 ㎡以上 500 ㎡未満	132,000	49,500	33,000

※設計図書、構造計算書無し、延べ床面積 500 ㎡以上については、別途見積りとする。
※特定現況検査は、現況検査及び個別性能評価と同時実施とする。
※出張費は、別表 4 とする。

イ　個別性能評価　　単位：円（税込）

評価項目	個別性能評価 1	個別性能評価 2
1.構造の安定に関すること	66,000	33,000
その他一式（6-3～5 を除く）	44,000	33,000
6-3～5 は別表 4 参照		

※個別性能評価 1：新築時に建設住宅性能評価書の交付なし
※個別性能評価 2：新築時に建設住宅性能評価書の交付あり
※設計図書、構造計算書が無い場合は、別途見積りとする。

（３）　一戸建て住宅の建設住宅性能評価（一体申請）料金（既存住宅）

一体申請とは、「長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る）」と「建設住宅性能評価（既存住宅）」の申請を併せて行うこととする。
料金は（１）「長期使用構造等確認（既存住宅）」アの料金と（２）「建設住宅性能評価（既存住宅）」ア・イの料金を合算した料金から 5,500 円を引いた金額とする。

2　共同住宅等

（1）　共同住宅等の長期使用構造等確認（確認申請）料金（既存住宅）

ア　長期使用構造等確認　　単位：円（税込）

延べ床面積	長期使用構造等確認 （確認申請）	長期使用構造等確認 （確認申請） 耐震性に係るリフォーム・増改築の計画が無く、評価書等があり耐震性の審査が省略できる場合
500 ㎡未満	275,000+11,000×M	88,000+7,700×M
500 ㎡以上	別途見積り	別途見積り

※Mは専用部分住戸数とする。

イ　変更長期使用構造等確認　　単位：円（税込）

延べ床面積	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） 耐震性審査あり	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） 耐震性審査なし	変更長期使用構造等確認 （変更確認申請） （審査を伴わない表記事項のみの変更）
500 ㎡未満	137,500+5,500×M	44,000+3,850×M	5,500×M
500 ㎡以上	別途見積り	別途見積り	5,500×M

※変更確認申請で直前の確認申請を当機関以外の機関で行なっている場合は、確認申請の金額とする。
※「審査を伴わない表記事項のみの変更」とは、所在地の変更、申請者氏名の変更等とする。

（2）共同住宅等の建設住宅性能評価料金（既存住宅）

ア　現況検査、特定現況検査　　単位：円（税込）

延べ床面積	現況検査	特定現況検査
200 ㎡未満	99,000+49,500×M	別途見積り
200 ㎡以上 500 ㎡未満	198,000+49,500×M	別途見積り
500 ㎡以上 1,500 ㎡未満	231,000+49,500×M	別途見積り
1,500 ㎡以上 2,500 ㎡未満	264,000+49,500×M	別途見積り
2,500 ㎡以上 5,000 ㎡未満	319,000+49,500×M	別途見積り
5,000 ㎡以上 7,500 ㎡未満	374,000+49,500×M	別途見積り
7,500 ㎡以上 10,000 ㎡未満	429,000+49,500×M	別途見積り
10,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満	539,000+49,500×M	別途見積り
15,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	649,000+49,500×M	別途見積り

※Mは専用部分住戸数とする。
※設計図書、構造計算書が無し、延べ床面積 20,000 ㎡以上については、別途見積りとする。
※特定現況検査は、現況検査及び個別性能評価と同時実施とする。
※出張費は、別表 4 とする。

イ　個別性能評価　　単位：円（税込）

評価項目	個別性能評価 1	個別性能評価 2
1.構造の安定に関すること（1 棟当たり）	88,000	22,000
その他一式（6-3～5 を除く）（1 戸当たり）	44,000	22,000
6-3～5 は別表 4 参照		

※個別性能評価 1：新築時に建設住宅性能評価書の交付なし
※個別性能評価 2：新築時に建設住宅性能評価書の交付あり
※設計図書、構造計算書が無い場合は、別途見積りとする。

ウ　再検査（1回当たり）　　単位：円（税込）

延べ床面積	住棟・共用部	住戸
200 ㎡未満	33,000	49,500×M
200 ㎡以上 500 ㎡未満	66,000	49,500×M
500 ㎡以上 1,500 ㎡未満	77,000	49,500×M
1,500 ㎡以上 2,500 ㎡未満	88,000	49,500×M
2,500 ㎡以上 5,000 ㎡未満	106,700	49,500×M
5,000 ㎡以上 7,500 ㎡未満	132,000	49,500×M
7,500 ㎡以上 10,000 ㎡未満	143,000	49,500×M
10,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満	181,500	49,500×M
15,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	220,000	49,500×M

※Mは評価対象住戸数とする。
※延べ床面積 20,000 ㎡以上については、別途見積りとする。
※出張費は、別表 4 とする。

（3）　一戸建て住宅の建設住宅性能評価（一体申請）料金（既存住宅）

一体申請とは、「長期使用構造等確認（建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る）」と「建設住宅性能評価（既存住宅）」の申請を併せて行うこととする。
料金は（1）「長期使用構造等確認（既存住宅）」アの料金と（2）「建設住宅性能評価（既存住宅）」ア・イの料金を合算した料金から 5,500 円を引いた金額とする。

別表４　評価料金等【その他共通事項】（第 33 条関係）

１　出張費　　単位：円（税込）

距離	出張費	
	日当	交通費
15 ㎞未満	0	0
15 ㎞以上～30 ㎞未満	0	2,200
30 ㎞以上～50 ㎞未満	0	3,300
50 ㎞以上～100 ㎞未満	5,500	4,400
100 ㎞以上	11,000	実費

※宿泊が必要な場合、宿泊費は出張中の泊数に応じ、1 名につき 1 泊あたり 11,000 円（税込）とする。
※加算費用の距離の算定は、業務拠点から直線距離とし、当機関が決定する。

２　再交付の料金　　単位：円（税込）

住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書を再交付する場合	5,500／住戸

※交付済みの住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の記載内容を変更することはできない。

３　長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金　　単位：円（税込）

軽微変更該当証明書又は軽微な変更に該当しない旨の通知書のいずれかを交付する場合	0／住戸

４　建設住宅性能評価の化学物質濃度測定、石綿含有建材等

戸建、共同共通　　単位：円（税込）

評価項目	評価料金
6-3. 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積り
6-4. 石綿含有建材の有無等（既存住宅のみ）	別途見積り
6-5. 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等（既存住宅のみ）	別途見積り

※建材のサンプリングについては、申請書の指定する建材を採取・分析しますが、その際に発生する費用（高所などの足場や工事費用など）及び復旧・補修などにかかる費用は、申請者の負担とする。
※濃度測定の場所は、申請者の指定する箇所で実施しますが、現地において評価員又は検査担当者により適切な箇所を選定する場合があります。
※サプリング試料の分析については、JISA1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）により、室内空気中の濃度測定については、住宅性能表示の評価基準によります。

別表５　評価料金等を減額するための要件（第 34 条関係）

評価料金を減額するための要件		減額率上限※1	適用対象とする業務※2
(1)	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る評価等の業務の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	10%	設計 設計一体 建設 長期 建設既存一体
(2)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る評価等の業務の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価等の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	10%	設計 設計一体 建設 長期 建設既存一体
(3)	過去 3 年以内の申請実績（評価等の業務及び長期優良住宅技術的審査の申請の総数）又は今後 2 年以内の申請見込において相当の継続的取引量（年間一戸建ての住宅 20 棟または共同住宅等 2 棟程度）が見込めるときで、評価等の業務を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	15%	設計 設計一体 建設 長期 建設既存一体
(4)	共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合や一戸建ての住宅で共通仕様等に基づいている場合等、評価等の業務を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	30%	設計 設計一体 建設 長期 建設既存一体
(5)	あらかじめ当機関が定める日又は期間内に評価等の業務の申請を行ったとき。	15%	設計 設計一体 建設 長期 建設既存一体
(6)	一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	10%	建設 建設既存一体
(7)	あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。	10%	設計 設計一体 建設 長期 建設既存一体
(8)	当機関が引受ける住宅瑕疵担保責任保険契約の申込みと同時に住宅性能評価の申請を行うとき。	5%	設計 設計一体 建設 建設既存一体

※1 複数の要件に該当する場合は、減額率を加算して適用できるものとするが、50%を上限とする。
※2 対象となる業務に表示する名称の凡例（設計：設計住宅性能評価、設計一体：設計住宅性能評価（一体申請）、建設：建設住宅性能評価、長期：長期使用構造等確認、建設既存一体：建設住宅性能評価（一体申請）（既存住宅））